

内部事務のセンター化の取組について

別添1

概要

東京国税局では、内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数の税務署の内部事務をセンターに集約して処理する施策を実施しております。

(注) 申告書の入力処理や納税者へのお尋ね文書の発送等による申告内容等の確認事務など

センター設置場所・対象署

センター設置場所	対象税務署
上野合同庁舎（東京上野税務署内） 〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号	東京上野税務署・浅草税務署・小石川税務署・本郷税務署※1・ 本所税務署・向島税務署※2
甲府合同庁舎（甲府税務署内） 〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号	甲府税務署・山梨税務署・大月税務署※3・ 鯉沢税務署

※1 小石川税務署・本郷税務署から東京上野税務署内センターに集約する事務については、令和2年7月から新たに法人税関係事務、法人消費税関係事務、源泉所得税関係事務及び間接諸税関係事務を追加します。

※2 東京上野税務署内センターの本所税務署・向島税務署については、令和2年7月から対象税務署となります。

※3 大月税務署から甲府税務署内センターに集約する事務については、債権管理事務の一部のみとなります。

ご留意いただきたい事項

内部事務処理の集約は、行政サービスの水準を維持しながら、税務署における内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の所轄税務署を変更するものではありません。

したがって、施策開始後も次の事務については従前のとおり所轄税務署において実施します。

➤ 窓口事務

納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等

➤ 調査・徴収事務、酒税に関する事務（国税局及び広域を管轄する税務署が行う場合もあります。）

➤ 申告書や申請書・届出書等の書類の受付

なお、郵送等により提出する場合については、各センター宛てに送付してください。

おって、センターにおいて収受する申告書等の控えについては、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

(注) 本所税務署、向島税務署並びに甲府税務署、山梨税務署及び鯉沢税務署管内の皆様におかれましては、令和2年7月以降、郵送等により提出する場合は、管轄の税務署を対象税務署とするセンター宛てに送付してください。

なお、大月税務署管内の皆様におかれましては、令和2年7月以降においても、大月税務署宛てに送付してください。

内部事務のセンター化 (イメージ)

